

議案第137号

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月16日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。